公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 16 項の規定に基づき、土地改良事業計画を変更したので、同条第 18 項において準用する同法第 87 条第５項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和８年 11 月 10 日

福岡県知事　　服部　誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川北部第３地区土地改良事業変更計画書の写し	令和８年 11 月 10 日から 令和８年 12 月９日まで	柳川市役所